

2020年4月22日

三田市長 森 哲男 様

三田市民病院をまもる会
三田市小野
宝塚医療生協組合三田支部
代表
連絡先：

新型コロナウイルス感染者受け入れに関する緊急申し入れ

市民のいのちと健康、地域医療を守るためにご奮闘されている事に敬意を表します。

政府は4月7日、東京、千葉、埼玉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言を発令しました。その後16日には対象地域を全国に拡大する発令を出しました。

感染者も日々増加していて、専門家の中には蔓延期に入ったとする人もいます。こうしたなかで、三田市民病院でも感染者受け入れが求められていると思います。

そこで、新型コロナウイルス感染者受け入れに関する緊急の申し入れを行います。

申し入れ事項

- 1, 新型コロナに感染者の受け入れを三田市民病院で行っている有無を公表すること。
- 2, 受け入れを行う場合、必要な看護体制を確立すること。医療従事者のうち、体調不良者、疾病や障害を抱えている者ならびに妊娠している者等、体調が万全でないと思われる者に対して、特別休暇や配置換えなどの配慮を行うこと。
- 3, サージカルマスク、N95 マスク、ゴーグル、防護服などは病院の責任で十分配備すること。
- 4, 感染者を受け入れる場合に、院内のゾーン区分や動線隔離を行うこと。
- 5, 発熱者の外来は他の外来患者と区分できるものにする。
- 6, 院内感染防止の体制と責任者を明確にすること。また、院内での対応マニュアルを作成し、全職員に周知すること。
- 7, 院内感染対策のできる専門家の指導と助言を受けること。
- 8, 職員で感染者が出た場合の休業補償は、正規非正規を問わず10割で行うこと。
- 9, 感染者受け入れや院内感染が発生した場合には、速やかに市民に広報すること。
- 10, 必要な備品や機材の調達が困難な場合には、国や県による支援を求めること。
- 11, 特別な勤務態勢を行う場合の勤務条件について、労使協議を行うこと。
- 12, 院内感染に関する公益通報があった場合の通報者保護措置をとること。

以上